

～「リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設  
保安規定の認可申請書」に関する審査会合（8月3日開催）について～

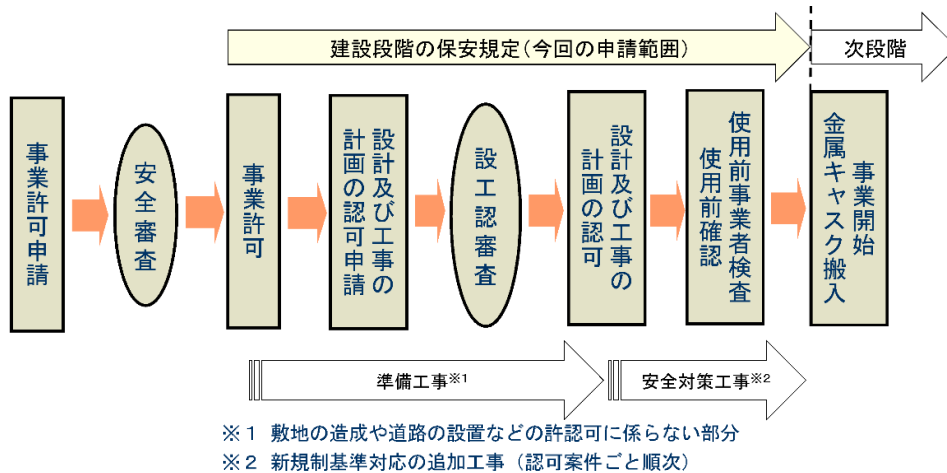
新検査制度導入に関する原子炉等規制法及び関連規則の改正（2020年4月1日施行）に伴い、使用済燃料貯蔵施設の安全対策工事に着手する前に、建設段階における保安規定を定めることとなりました。このため当社は、7月28日にすでに申請した保安規定\*を取り下げ、建設段階の保安規定を新たに申請いたしました。

8月3日の審査会合（テレビ会議）において、工事段階における保安の監督者や情報公開・入手の運営方針等を検討するよう求められたため、必要な補正をしていくこととなりました。

\*2013年3月に原子力規制委員会に申請（2016年5月17日一部補正）

1. 建設段階の保安規定

これまでの保安規定は、事業開始後の保安に係る運用方法を対象としていました。本年4月の法律等の改正後は、建設段階（安全対策工事前から金属キャスク搬入まで）と、事業開始後（金属キャスク搬入）の二段階で保安規定を定めることになりました。



2. 今回の申請範囲（色付部分）

建設段階においては、使用済燃料貯蔵施設の安全対策工事や点検等を行うために必要な運用方法を定めております。使用済燃料を収納した金属キャスクは搬入されていないため、放射性物質を取扱うために必要となる運用方法を定めるのは、次段階の保安規定となります。

保安規定条項	本申請範囲	金属キャスク搬入前までに申請
第1章 総則	○	○
第2章 品質保証	○	○
第3章 保安管理体制	△（使用済燃料取扱主任者の選任、職務は規定しない）	○
第4章 貯蔵管理	—	○
第5章 放射性廃棄物管理	—	○
第6章 放射線管理	—	○
第7章 施設管理	△（金属キャスク取扱い操作等は規定しない）	○
第8章 緊急時の措置	—	○
第9章 保安教育	△（協力企業従業員への教育は規定しない）	○
第10章 記録及び報告	△（金属キャスク関連の記録等は規定しない）	○
附則	○	○

【凡例】○：適用、△：一部適用、—：適用外

以上